

レベルIIサービス

レベル2サービスには、レベル1サービスの全てが含まれる他、以下が加えられる。

1. サポート・グループに関する方針：支部は、必要があれば、被害者サポート・グループを提供すること。

チェック項目（2：被害者支援グループを提供しているかどうか。していなければその理由、していればその説明）

2. リファーに関する方針：支部はリサーチされたリファー先リストを提供すること。ただし、そのリストには、少なくとも、メンタルヘルスカウンセラー3名以上、および／または民間の弁護士3名以上の名前を載せること。

チェック項目（1：リファー先リストを提供しているか、および、リストにあげられているカウンセラー、弁護士の人数。）

3. 被害者関連文献配布に関する方針：被害者に関する文献が、図書館、病院、葬儀会社、法執行機関、検察官事務所、精神保健協会、救急車サービス、消防署等にて利用できるようにすること。

チェック項目（1：前年1年間に文献を置いた機関名を列挙）

4. 情報提供に関する方針：州被害者の権利および被害者補償／賠償について被害者に情報を与える。

チェック項目（1：上記が満たされているかどうか。この情報の写しを添付）

5. 被害者補償と Victim Impact Statementへの支援についての方針：被害者補償の申込書の作成、および被害者 Impact Statements の準備を支援するか、あるいは、適切な機関にリファーを行っている。

チェック項目（2：支部による支援とリファーの有無を、それぞれ確認）

6. 各種プログラムの実施に関する方針：支部は、少なくとも各年度中に、以下のうち少なくとも1つのプログラムを行う／に参加する：

チェック項目（4）① Victim Impact Panels ② Drunk Driving Impact Panels,
③ Candlelight Vigil ④ Victim Rights Week Observance

レベルIIIサービス

レベル3は全てのレベル1、レベル2に加えて、以下のものを含んでいる。

1. 方針：支部は常に被害者擁護者を補充し、彼らが要求されている40時間のトレーニングを受け終わったことを保証すること。

チェック項目：今年支部が補充した擁護者の名前、および、彼らが修了書を受け取った日付を記す。

2. 方針：飲酒運転衝突の被害者のために働いている他のグループ、機関、プログラムとのネットワークを構築する。

チェック項目（1：上記を満たしているかどうか。また、グループの名前を記入。）

3. 支部は病院における緊急の危機にも対応する；死の告知に際し、また、求めに応じて、警察官を同伴する；衝突に引き続いて、学校や地域社会でデブリーフィングを行う（これらのサービスのためのトレーニングは、上級被害者支援講座および他の組織によって提供されている。）

チェック項目（3：病院—機器対応、警察—死亡告知、学校—デブリーフィング、それぞれの支援サービスの提供の確認）

4. 支部には、通常業務時間における電話への返答のため、少なくとも1名の擁護者がいる。夜間、週末には待機システム(on-call system)がとられている。

チェック項目（2：電話応対者とそのバックアップ者の氏名、および用意している待機システムについての説明）

5. 支部は、被害者支援講座を修了した現役の擁護者を少なくとも2人、または、上級の被害者支援講座を修了した者を1人置くべきである。

チェック項目（2：上記の確認に加えて、上級講座を修了した擁護者の名前、および、彼らがコースを終了した日付を記入する）

6. 方針：支部は、法廷への同行を求める被害者に対しては、これを提供する。

チェック項目（1：常に同行サービスを提供できることの確認）

7. 方針：支部は、必要ならば、被害者支援プログラムの資金を賄うために、VOCA その他の助成金を求める。

チェック項目（4：助成金に関する支部の現状についての報告）